様式第1号（表面）中

「

（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人
（うち特定扶養親族の数	人）

」

を

「

（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人
（うち特定扶養親族の数	人）
（うち控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数	人

」

に改める。

様式第1号（裏面）①の欄中「並びに特定扶養親族の数」を「、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数」に改め、同様式（裏面）添付書類2中⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条第三項第二号及び第四十一条第三項第一号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給の停止に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続については、なお従前の例による。

第三条　第三条の規定による改正後の老齢福祉年金支給規則第二条第三項第二号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による老齢福祉年金の支給の停止に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続については、なお従前の例による。

第四条　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第一条第三項第二号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別障害給付金の支給の停止に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○環境省令第三号

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条、第十条、第十一条第三項、第十二条の四、第十四条第五項、第十四条の三、第二十二条第四項、第二十七条並びに第二十八条第二項、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第二項第八号、第七条第二項並びに第八条第一項及び第四項、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第十五条第五項ただし書並びに水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「法第五条第一項第八号」を「法第五条第一項第九号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第五条第一項及び第二項」を「法第五条第一項、第二項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

第六条中「法第五条第一項若しくは第二項」を「法第五条第一項、第二項若しくは第三項」に改める。

第七条中「又は同条第二項第一号」を「、同条第二項第一号若しくは第三項第一号」に改め、「同じ。）」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第八条の次に次の六条を加える。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等）

第八条の二　法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

（施設本体の床面及び周囲の構造等）

第八条の三　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

一　次のいずれにも適合すること。

イ　床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ　防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

二　前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）

第八条の四　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ　次のいずれにも適合すること。

(1)　有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2)　有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3)　配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ロ　有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。